

# 名古屋造形大学桃美会会則

第1条 本会は、名古屋造形大学桃美会と称する。

第2条 本会は、名古屋造形大学の教職員及び学生の保護者等をもって組織する。

第3条 本会は、大学の運営維持を助け、併せて学生の福祉増進を図る。

第4条 本会に次の役員をおく。

会長 1名（保護者等）

副会長 2名（ 〃 ）

幹事 若干名（保護者等若干名、学校側若干名）

書記 1名（学 校 側）

会計 1名（ 〃 ）

会計監査 2名（保護者等）

第5条 本会の役員は、毎年定期総会において選出する。任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6条 本会の役員は、第3条による本会の目的達成のため事業を計画し遂行する。

第7条 本会の総会は、毎年1回5月に会長がこれを招集する。

第8条 本会の予・決算は、総会において議決する。その他必要な事項は、役員会において議決することができる。

第9条 すべての議決は、出席者の過半数の賛成による。可否同数のときは、会長がこれを裁定する。

第10条 本会の経費は、通常会費と特別会費及び寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

第11条 本会の細則は、別にこれを定める。

## 附 則

本会の会則は、平成2年9月11日から実施する。

## 附 則

本会の会則は、平成13年7月17日から実施する。

## 附 則

本会の会則は、平成20年4月1日から実施する。

## 細 則

1. 役員の任務は、次のとおりとする。

イ 会長は会務を統理し、本会を代表する。

ロ 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。

ハ 幹事は会員を代表し、協議事項に参加する。

ニ 書記会計は会計を助け、会務の運営に当たり、庶務、会計を担当する。

ホ 会計監査は、本会の経理を監査する。

2. 会費は、次のとおりに定める。

・通常会費 学生1人 造形学部 年額 12,000円

4月、9月に各6,000円の分納入とする。

・特別会費 学生1人 造形学部 入学時10,000円

その年の4月に納入する。

3. 本会の細則は、平成2年9月11日から実施する。